3　小委員会は、適当な場合には、この協定の規定に基づく協力活動の適時の、効果的かつ効率的な実施を確保するため、政府開発援助その他の協力のための制度に関する両締約国の既存の協議の枠組みを認め、そのような枠組みとの間で情報を共有する。

4　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

5　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。小委員会は、この協定の効力発生の日の後一年以内に、第一回会合を開催するよう努める。

第十五・五条　次章の規定の不適用

次章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十六章　紛争解決

第十六・一条　適用範囲

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章に定める紛争解決手続は、この協定の解釈又は適用から生ずる両締約国間の紛争の回避及び解決について適用する。

第十六・二条　一般原則

両締約国は、この協定の解釈及び適用について合意に達するよう常に努める。両締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても迅速かつ相互に満足すべき解決を得るために、協力、協議その他の手段を通じあらゆる努力を払う。

第十六・三条　紛争解決の場の選択

1　この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定（世界貿易機関設立協定を含む。）により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。申立国は、当該紛争を解決するための場を選択することができる。

2　1の規定にかかわらず、申立国は、特定の紛争に関し、この章又は両締約国が締結している他の国際協定の規定に基づいて仲裁裁判所（世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解の規定に基づく小委員会を含む。）の設置を要請した場合には、当該特定の紛争に関し選択されなかった仲裁裁判所又は小委員会の手続を利用してはならない。

第十六・四条　協議

1　一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対して書面により協議を要請することができる。

2　1に規定する協議の要請においては、申立国は、当該要請の理由（問題となっている措置の特定並びに申立てに関する法的根拠及び事実に係る根拠の記載を含む。）を示すものとする。

3　被申立国は、要請に書面により速やかに回答するものとし、要請を受領した日の後四十日以内に申立国との協議を誠実に開始する。緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、被申立国は、要請を受領した日の後二十日以内に協議を開始する。

4　両締約国は、この条の規定による協議を通じて、問題についての相互に満足すべき解決に達するよう、全ての努力を払うものとする。両締約国は、当該協議が行われている間に、問題の十分な検討を可能とする十分な情報を相互に提供する。

5　両締約国は、この条の規定に基づく協議が行われている間、両締約国の関係する機関及び団体の職員であって協議の対象となる問題についての専門知識を有するものを関与させることを可能とするよう努める。

6　この条の規定に基づく協議は、秘密とされ、かつ、その後の手続においていずれの締約国の権利も害するものではない。

7　この条の規定に基づく協議は、両締約国の合意に基づき、対面して又は両締約国に利用可能なあらゆる技術的手段によって行うことができる。両締約国が協議を対面して行うことを合意する場合には、協議は両締約国が合意する場所において行われるものとし、場所についての合意がない場合には、被申立国の首都において行うものとする。

1　いずれの締約国も、あっせん、調停又は仲介をいつでも要請することができる。いずれの手続も、両締約国の合意により、いつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2　両締約国が合意する場合には、あっせん、調停又は仲介は、この章に定める仲裁裁判の進行中においても、継続することができる。

3　あっせん、調停又は仲介に係る手続及びこれらの手続において両締約国がとる立場は、秘密とされ、かつ、その後の手続においていずれの締約国の権利も害するものではない。

第十六・六条　仲裁裁判所の設置

1　申立国は、次のいずれかの場合には、被申立国に対して書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。ただし、申立国が、被申立国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果又は当該義務に反する措置をとった結果、この協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めることを条件とする。

(a)　協議の要請が受領された日の後四十日以内に、又は緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には二十日以内に、被申立国が第十六・四条の規定による協議を開始しない場合

(b)　協議の要請が受領された日の後六十日以内に、又は緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には三十日以内に、両締約国が第十六・四条の規定による協議により紛争を解決することができない場合

2　この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を含む当該要請の理由を明記する。

(a)　違反があったとされるこの協定の規定その他適用可能な国際法の関連する規定を含む申立ての法的根拠

(b)　事実に係る根拠

第十六・七条　仲裁裁判所の構成

1　仲裁裁判所は、三人の仲裁人から成るものとし、当該仲裁人は、適切な技術的又は法的知見を有するべきである。

2　各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三人まで提案する。第三の仲裁人は、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いずれかの締約国により雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる紛争を取り扱ったことがあってはならない。

3　両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、2の規定に従って提案した候補者を考慮して、第三の仲裁人を合意により任命するよう努める。

4　いずれかの締約国が2の規定により一人の仲裁人を任命しなかった場合又は両締約国が3の規定により第三の仲裁人について合意することができない場合には、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人は、十日以内に、2の規定により提案された候補者の中からくじ引で選ばれる。

5　仲裁裁判所の設置の日は、裁判長が任命された日とする。

6　この条の規定により任命された仲裁人が辞任し、死亡し、又は職務を行うことができなくなった場合には、後任の仲裁人を最初の仲裁人の任命に係る規定と同様の方法で任命する。後任の仲裁人は、最初の仲裁人が有する全ての権限及び任務を有するものとする。仲裁裁判所が行う検討は、後任の仲裁人が任命される時まで停止されるものとする。

第十六・八条　仲裁裁判所の任務

1　前二条の規定により設置される仲裁裁判所は、次のことを任務とする。

(a)　自己に付託された問題の客観的な評価（問題の事実関係、この協定の適用の可能性及びこの協定との適合性に関するものを含む。）を行うこと。